平成２６年（フ）第３４５号
名古屋市名東区香坂1706番地　トーコービル302号
債務者　丹下　豊康
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井　淳子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９４０号
東京都小平市鈴木町１丁目247―201
債務者　金丸　　聡
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　英之
4　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４２号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1064番地９
ク・ラージュ202
債務者　武井　寛幸
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　隆司
4　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０４号
静岡県浜松市南区中田島町1505番地
債務者　八角　忠雄
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　破産債権の届出期間　平成26年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月17日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
千葉県大網白里市富田2045番地４
債務者　今関　　裕
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　真吾
4　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第７４号
千葉県大網白里市富田2045番地４
債務者　今関　禮子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　真吾
4　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第７４号
静岡県焼津市焼津３丁目７番15号
債務者　寺尾　改治
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　一樹
4　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3783番地
債務者　井上　文明
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成26年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２号
静岡県袋井市浅羽2164番地の５
債務者　髙橋　裕久
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　英次
4　破産債権の届出期間　平成26年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
静岡県袋井市浅羽2164番地の５
債務者　髙橋　啓子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　英次
4　破産債権の届出期間　平成26年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５９１９号
静岡県静岡市葵区岳美２―５
債務者　河合　　茂
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　　真
4　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８号
栃木県小山市大字出井1942番地50
債務者　小山鉄工所こと　井上　義啓
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀岡　康一
4　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第５４号
鹿児島県姶良市平松6423番地１
債務者　富滿　浩幸
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　破産債権の届出期間　平成26年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
広島県安芸高田市向原町戸島759番地３
債務者　岩崎　正子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第１８号
広島県安芸高田市向原町坂5173番地
債務者　新田　　巧
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
広島地方裁判所三次支部